[redacted]

法務省民二第１７号
令和６年１月１０日

法務局民事行政部長　殿
（東京を除く。）
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について（通知）

標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

[redacted]

２ 不 登 １ 第 １ ６ 号
令和５年１２月２２日

法務省民事局民事第二課長　殿

東京法務局民事行政部長
（公印省略）

信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について（照会）

下記事例において、委託者兼受益者Ａが死亡したため、受託者Ｂから、受益者をＢとする旨のＢ作成の報告的登記原因証明情報が提供された上で、受益者の変更登記の申請がされるとともに、登記権利者を受託者Ｂ、登記義務者を受益者Ｂとする不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１０４条の２第２項の不動産に関する権利が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となった旨の登記の申請がされたところ、信託目録の記録からＢが受益者とみなされることが明らかであるため、当該受益者の変更登記の申請は受理することができ、また、当該受益者の変更登記によって登記記録上の受託者及び受益者がいずれもＢとなることから、信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の申請についても受理することができるものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。併せて、信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記申請に係る登録免許税については、登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）第７条第２項が適用されると考えますが、この点についても御教示願います。

記

信託財産は不動産のみであり、以下のとおり、登記名義人を受託者Ｂとする所有権の登記がされている。

委託者　　Ａ
受託者　　Ｂ（ＢはＡの相続人の一人である。）
受益者　　Ａ

信託目録に次の記録がある。

ア　委託者Ａが死亡した場合には、信託が終了する。

イ　委託者の死亡により信託が終了した場合の清算受託者及び残余財産帰属権利者は、信託終了時点における受託者とし、その者に給付引渡すものとする。

[redacted]

法務省民二第１６号
令和６年１月１０日

東京法務局民事行政部長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について（回答）

令和５年１２月２２日付け２不登１第１６号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。